

宇部市水道局長期継続契約を締結することができる契約に関する規程

令和四年四月一日
水道事業管理規程第四号

水道事業管理者の所管する事務に関する長期継続契約を締結することができる契約に関する事項については、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年条例第四十八号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。
（宇部市上下水道局長期継続契約を締結することができる契約に関する規程の廃止）
- 2 宇部市上下水道局長期継続契約を締結することができる契約に関する規程（平成二十六年管理規程第四号）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 この規程の施行前に宇部市上下水道局長期継続契約を締結することができる契約に関する規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。